

## <保育士等の子どもの優先利用について>

### ◆優先利用とは

保育士確保の観点から、入園を申し込んだ年度中、市内こども園・保育所・小規模保育事業所（以下「こども園等」という。）で勤務する保育士等の子どもは、下記のとおり取り扱います。（必ずしも保育施設の利用が保障されるものではありません。）

未満児：入園の際に加点を行います。

以上児：抽選となった場合、優先入園対象とします。

### ◆対象

瑞浪市内こども園等で保育士、幼稚園教諭として勤務されている方の子どもまたは瑞浪市内こども園等で保育士、幼稚園教諭として勤務する事が確定している方の子ども（瑞浪市在住者に限る）

※実際に入園する年度に勤務していることを条件としています。

### ◆必要書類

以下の書類を入園申込書に添付してご提出ください。

- ・「保育士証の写しまたは幼稚園教諭免許証の写し」
- ・「就労（見込）証明書（保育士として働くことが分かるもの）」

※就労証明書が発行されない場合には、こども家庭課まで事前にご相談ください。

※必要書類に不備、不足がある場合は、本取扱いの対象外となります。

### 【担当課】

瑞浪市役所こども家庭課

電話 0572-68-2114（直通）